

規 則

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十八号

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和三十年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例施行規則

第一条中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例」に、「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改める。

第六条中「第六条第一項」を「第八条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第七条中「第七条」を「第六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。